

1. 荷主訪問による協力願い

事前に決めたエリア一帯の荷主等の物流拠点を訪問し、「物流2024年問題」「違反原因行為」 「標準的運賃」に関するご理解とご協力の呼びかけを実施

※ 荷主等のご担当者様が対応できる場合には取組状況をヒアリングし、好事例の収集や「荷主と 運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」などの周知も実施

〈訪問拠点数〉

令和6年4月~10月 292か所 集中監視月間11月·12月 202か所 室蘭管内の荷主訪問の様子は、 TVニュースや各新聞などで報道されました

月平均の2.4倍!







2.トラック事業者等への情報収集

✓ トラック事業者、倉庫事業者に対し訪問・電話によるプッシュ型情報収集を実施

〈訪問·電話調査〉

令和6年4月~10月 197件 集中監視月間11月·12月 266件



月平均の4.7倍!

✓ 北海道トラック協会が選任したGメン調査員と合同でドライバーへの聞き取り調査を実施

令和6年12月 2日 苫小牧TS

令和6年12月11日 十勝平原SA、道の駅おとふけ

令和6年12月20日 道の駅とうま

令和6年12月24日 函館新道、西大沼脱着チェーン場



各新聞などで 報道されました

- ✓ ドライバーの皆様に寄り添いたく、名刺サイズの「目安箱案内カード」を配布
- ✓ 全道のSA・PAなどのデジタルサイネージにも掲載





3. トラック事業者等から入手した情報に基づく、 違反原因行為の疑いのある荷主等への「働きかけ」

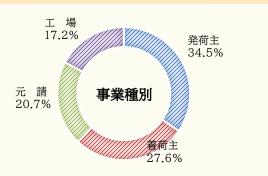
違反原因行為とは、「長時間の荷待ち」「契約にない附帯業務」「無理な運送依頼」などのトラック事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為

〈働きかけ〉

令和6年4月~10月 18件 集中監視月間11月·12月 29件



月平均の5.8倍!



その他 7.1% 無理な運送依頼 9.5% 過積載運送の指示・容認 11.9% **違反原因行為** 長時間の荷待ち 40.5%

※「働きかけ」の対象となった荷主等については、トラック・物流Gメンによるヒアリングや現地訪問等を 通じてフォローアップを実施します。

「働きかけ」後も改善が図られず、違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められるときは、更なる法的措置の実施を含め適切に対応します。